

平成25年度

# 事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

－ 平成25年3月 －

公益社団法人 日本産婦人科医会

平成 25 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 広報部会	4
C. 渉外部会（情報システム含）	6
D. 法制・倫理部会	8
E. 経理部会	9
II. 学術部	
A. 先天異常部会	10
B. 研修部会	12
III. 医療部	
A. 医療安全部会	14
B. 勤務医部会	16
C. 医療政策部会	18
D. 医療経営部会	20
E. 医療保険部会	22
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	24
B. がん部会	27
C. 母子保健部会	29
V. 献金担当連絡室	31

# 平成25年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

## I. 総務部

### A. 庶務部会

#### 1. 総会・理事会等各種会議の開催

##### (1) 総会

総会を6月と3月に開催する。

##### (2) 理事会

理事会を4回開催する。

##### (3) 常務理事会

常務理事会を12回開催する。

##### (4) 幹事会

幹事会を11回開催する。

幹事会は各部門間の連絡調整そして常務理事会その他の会議の準備と事後処理等を行う。

##### (5) 地域代表全国会議（旧支部長会）

地域代表全国会議は本会事業の説明および事業推進の協力依頼のため開催する。また本会が抱える問題点等を解説し全国一つの共通認識を醸成する目的もある。

各都道府県産婦人科医会の総務担当者の同席も可とするが、その場合の諸経費は各都道府県産婦人科医会負担とする。

##### (6) 運営打合会

運営打合会とは、本会を取り巻く諸問題等に対する「医会の基本的姿勢」の原案等を会長および副会長と担当常務理事等の少人数で検討する会議をいう。開催は6回予定しているが、必要に応じ増減する。

#### 2. 日本産婦人科医会学術集会の実施支援

##### (1) 第40回日本産婦人科医会学術集会の開催地並びに開催担当ブロックに対する支援を行う。

学術集会は、毎年1回開催することとし、学術集会が円滑に開催されるよう開催地に対する所要の支援を行う。

開催方法は、6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催での開催とする。

平成25年度（第40回）開催担当ブロック：東北ブロック

開催日程：平成25年10月12日（土）～13日（日）

開催場所：宮城県仙台市

担当 県：宮城県

#### 3. 組織強化等の推進

##### (1) 組織の強化等

- 1) 組織強化  
各都道府県産婦人科医会との連絡を密にし、本会の結束度を向上させる。そして毎年、会員の現況の把握に努めて組織強化策の参考とする。
  - 2) 会員倫理および産婦人科医療の質向上の推進  
産婦人科医療に対する国民の信頼をより強固なものとするため、更なる会員倫理の向上と医療内容の質向上を、各事業部の協力を得て図る。
  - 3) 新規会員の加入促進の強化  
未加入産婦人科医師に対して入会勧誘・促進を図る。なお、方法は渉外部会等と協議する。
  - 4) 新入会員に対する通知  
入会の可否は理事会での協議事項であるが、そこで承認された新入会員に対しては、会長名をもって入会承認の通知をする。
  - 5) 新入会員に対する関係出版物の送付と今後の対応検討  
新入会員に対しては、指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等、時節を考慮して送付する。なお、PDF等電子的に保存された資料等での配布も検討する。
- (2) 各都道府県産婦人科医会との連携
- 1) 月例連絡・月例報告の充実  
各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。月例連絡は、毎月1日に本会から各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。  
月例報告は、毎月15日までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。
  - 2) 協議会、研修会等への支援  
各都道府県産婦人科医会等が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。
  - 3) 妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業  
本会が行う、上記事業の推進のため、各都道府県産婦人科医会の活動を支援する。
- (3) 関係諸団体との協調
- 1) 日本医師会  
日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、各都道府県産婦人科医会における研修会等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会にも後援を要請する。  
そして、日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」、日本医師会主催「母子保健講習会」の運営に協力する。
  - 2) 日本産科婦人科学会  
日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ、会長、副会長等の参加を求めた拡大ワーキンググループ会議を開催する。  
また、日本産科婦人科学会専門医制度・公開講座・女性の健康週間・産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。
- 2-2) 全国産婦人科教授との懇談会  
本会の活動について大学教授の理解を得るとともに、在局者および新入局

者等の本会への入会促進の支援を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。

3) 家族計画関係団体

日本家族計画協会、家族計画国際協力財団等と連携し、家族計画活動の推進に努める。

4) 母子保健関係団体

母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。

(4) 関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

本会事業の効率化・能率化等を図ることを目的とし、各部が実施した発行出版物やアンケート調査等のリストを作成する。出版物の規格等の在り方や電子化（PDF化など）・電子図書化についても検討を行い、ペーパーレス化と同時に可視化向上に向け準備を進める。

## B. 広報部会

わが国では、昨年末の衆院選の結果、自民党政権が復活した。少子高齢化や女性の社会進出が進み、晩婚化・晩産化が見られ、高齢初産が増え、分娩数は低減プラトー状態を続けている。医療技術の進歩を絡み合わせると、わが国の医療費は全体としては増加の一途を辿るのが必然のように見える。加えて、わが国の経済力下降は幾多の指標が示しているところである。

このような中で、いわゆる国民医療費の観点からすると財源に制限があるのは必定であり、その中での医療改革となると、これまでと同様に中身の並び替えの域を脱し得ない。大きな、かつ本質的な変革を望むならば、国民意識と医療制度の双方の改革が必要と思われる。

国民意識と言えば、他方、実地臨床における患者意識、特に産科のそれはどうなったのであろうか。わが国の産婦人科の現状は、集約化傾向が進み、医師数は現状維持ないし若干増加し、施設数は診療所のみならず病院も減少している。果たして、産婦人科の真の救済措置はとられたのであろうか。第一線の現場の声は、会員諸氏の声は、いかなるものであろうか。

平成25年度も、わが国を取り巻く諸情勢の中で、これまでどおり広く視野を内外に向けて、会員諸氏に産婦人科関連の重要事項をタイムリーかつ正確に伝達していきたい。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

### 1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行（8、9月は合併号）し、全会員並びに関係各方面に送付する。

#### (1) 編集方針

- 1) 本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2) 産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- 3) 常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4) 各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。
- 5) ファイルを作成する。
- 6) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7) デジタル化保存する。

#### (2) 内容

- 1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」（医療経営部会に依頼）
- 6) 生涯研修に有用な学術記事を研修委員会と協力して掲載「学術」
- 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）
- 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表紹介」

- 9) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
  - 10) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
  - 11) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
  - 12) 随筆・意見「コーヒブレーク」(広報委員担当)
  - 13) 会員が知っていてよい新聞記事の要約「新聞切抜帳」(広報委員担当)
  - 14) 産婦人科医師の留学体験記「留学だより」
  - 15) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載
- (3) 特記事項
- 1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減、表紙頁が4色の特別号を発行(通常号は2色)、写真を多く掲載。
  - 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
  - 3) 早急に会員へ伝達するべきときは、号外を差し込み頁の形で発行。
  - 4) 1面にその時々の特ピックをもってくるなど、誌面構成にインパクトをつける。
  - 5) 情報システム部門との連携を図り、電子メディア(インターネット)との交流を図る。本会ホームページ掲載の重要記事の題目を日産婦医会報で紹介する。
- 6) 時宜に応じて、日産婦医会と日産婦学会の双方が新会長および新理事長の就任をみた場合、両者の会見を企画し、意見交換の記事を掲載する。
- 7) 時宜に応じて、会長と産婦人科関係重要人物との会談を企画し、掲載記事とする。
- 8) 産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、本会会員にとっても重要であるものを掲載し、周知徹底を図る。
  - 9) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。
  - 10) 時々の特ピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。

## 2. 委員会

広報委員会を存置する。

## C. 渉外部会（情報システム含）

### 【渉外】

#### 1. 対外広報の重点テーマ

以下の4点を重点テーマとして対外広報活動を行う。

##### （1）産婦人科医療に対する社会的認知度の向上

周産期医療、婦人科医療、加えて産婦人科をめぐる社会的問題に関してマスコミと意見交換し、産婦人科全体の医療に関して一般に周知していく。

##### （2）開業医の抱える問題点の周知

質の高い医療を提供していくためには、開業医の存在は必要不可欠である。開業医を守るために必要なことを明らかにし、広く十分な理解・支援を各方面から得るよう活動していく。

##### （3）勤務医の待遇改善

勤務医の待遇は徐々にではあるが改善の兆しがみられる方向性が出てきた。しかし、まだ十分とはいえない。今後さらに男性・女性勤務医の待遇について別々に扱い、それぞれの待遇改善、臨時雇用や連続勤務等の問題について継続的に広報活動を展開していく。

##### （4）医療安全に対する本会の活動と広報

死因・脳性麻痺の原因究明・再発防止等の在り方、取り組みの路線が確保できるようになってきた。その実情を広報活動していく。

#### 2. 記者懇談会の開催

原則として月に1回記者懇談会を開催する。テーマは、年間計画を立てるが、産婦人科医療をめぐる時事問題には臨機応変に対応する。記者懇談会での発表担当者はなるべく若い人材を登用していく。

#### ○ 3. eラーニングシステム導入

会員の生涯研修のため、eラーニングシステム導入について検討を行う。

#### 4. 女性の健康週間への参画

主唱団体（厚生労働省、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会）として、3月1日から8日までの「女性の健康週間」の運営に取り組む。

#### 5. 本会ホームページの内容充実

会員限定のコミュニティを用意することを検討する。また、一般の国民に向けてQ&Aなど役立つ情報を提供していく。

#### 6. 産婦人科施設情報データベースの管理

各都道府県産婦人科医会の協力により全国の産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータを分析し、対外広報活動および各部会に積極的に利用できるようにする。

#### 7. 医療関係マスメディアとの連携を密にする。

## 8. 渉外活動の推進

### (1) 国内

医療行政の改革等に向けて、日本医師会、日本産科婦人科学会等の関連団体と協調し、国会議員、関係省庁、地方行政等に対し積極的に渉外活動を行う。

### (2) 国外

周産期医療では先進的な数字をあげている日本として、国際協力の観点から国外諸団体との交流を図る。国際母子保健財団（IFFH）、ジョイセフ（JOICFP）、国際産婦人科連合（FIGO）世界大会等との協力を図る。また、産科医療補償制度についてその仕組み、運用、加入率等を外国学会・雑誌等に発表することを検討する。

## 【情報システム】

本会会員に有益な医療情報を検討し情報提供することは、ひいては国民の健康意識向上、安全な医療につながると考える。特に医療情報のIT化では、情報の共有化という点が注目されている。このような情報を会員にわかりやすく伝達していく。

### 1. 被災地における産婦人科医療のIT化についての情報交換

特に東日本大震災の被災地では、復興に際し医療のIT化が進められている。この現状を把握するとともに、各地の産婦人科医療のIT化について各方面との情報交換を通して把握し、必要な情報を会員へ広報する。

### 2. 周産期医療の電子化

データの蓄積という面では、特に電子版母子健康手帳を遠隔医療の技術等とつなぎ合わせるにより幅広い活用が期待されている。各方面と情報交換を行い、将来を見据えたデータベースとしての生涯健康手帳となるよう電子化の計画を進める。

妊婦や医療従事者への利便性という面では、遠隔での妊婦健康診査や画像診断などの電子化について実証事業を通し、提言を行う。

産婦人科医療の発展につなげるため、国（厚生労働省、IT戦略本部等）の電子化計画に協力する。

### 3. 産婦人科医療のIT化について行政への働きかけ

10年後、20年後の産婦人科医療の姿を見据え、その中で今から準備すべきIT化について、他部と検討を行う。IT化への準備について、行政からのサポートを得られるよう働きかけを行う。

### 4. 電子会議の活用

Web版テレビ会議を各都道府県産婦人科医会、会員で活用できるようにする。

### 5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、情報システム委員会を存置する。

## D. 法制・倫理部会

### 1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導

母体保護法、母子保健法等の内容、運用上の問題点について、識者の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにし、会員への周知を図る。

### 2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝

母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。

### 3. 母体保護法指定医師関連の諸調査

母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。

### 4. 母体保護法に関する啓発活動

日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、国と協力して母体保護法のより良い改正を目指すとともに、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。

### 5. 指定医師必携の作成

日本医師会の「母体保護法指定医師の指定基準モデル」の見直しなどが予想されている状況を見据え当該必携の作成について検討する。

### ○ 6. 母体保護法指定医に関する講習会・研修会プログラムのモデル作成

改正母体保護法の成立を機に、指定医師の一層の向上を目的に、指定・更新にあたって、特定の講習会・研修会の受講を必須とする動きが加速することが考えられる。各都道府県の医師会や産婦人科医会が開催する際の参考資料となるよう必要な内容を組み入れた指定医師講習会・研修会プログラムのモデルを作成する。

### 7. 医学的な倫理問題への対応

日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。

### 8. 委員会

本会にかかわる法制問題を検討するため、法制委員会を存置する。

## E. 経理部会

### 1. 会費収入減と事業活動への対応

近年、会員数は減少を続けており、会費免除会員・会費減免会員を除く正会員数が9,000名を下回る可能性がある。また、高齢化に伴う正会員から減免会員への移行や、20～30歳代で顕著である会員男女比率の変化など、正会員数の増加が期待できない会員構成になっている。すなわち今は会費減収を想定した対応が必要な時期と考える。

したがって、本部会としては将来の会費減収を予測し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に即した業務執行の在り方を考慮する時期であることを提言し、結果的に効率的かつ適正な業務執行を図るものである。当面は上記考え方を勘案した事業計画を作成するよう各部に依頼する。

### 2. 経理部会の開催

収支予算（増減計算方式）については、均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成するため、経理部会を開催し提言を発信する。

### 3. 会計経理業務の管理

定款、経理規程等を遵守し、各部の多岐にわたる事業執行に支障のないよう適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を実施し、指導を受けることとする。

## Ⅱ．学術部

### A．先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討、および環境に存在する先天異常発生要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構(ICBDSR)(WHO関連機構)加盟機関として母児の健康を護っている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本会の本部会をその濫觴として、こどもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故やインフルエンザ他の感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層取り組んでいく。

#### 1．外表奇形等調査・分析の継続

- (1) 昭和 47 年(1972)年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃ一献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。福島県内の調査協力施設増加に関しては、福島県産婦人科医会の協力もあり、ほとんどの県内分娩施設が参加、原発事故による影響の有無を長期にわたり監視していく。
- (2) 例年調査結果を横浜市大モニタリングセンターに「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「平成 23 年度外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。平成 25 年度においても同様の対応とする。
- (3) 本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母子の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動も行うとともに、減少しつつある協力モニタリング施設の維持、増加を図る。

#### 2．国際先天異常監視研究機構(ICBDSR)

ICBDSR 日本支部を通じてその事業に協力する。また、ICBDSR の一員として、国際間での先天異常発生状況を相互に情報交換し、リスク因子の情報を迅速に本会を通して会員さらには母子保健にかかわる職種、国民へと広報する役割を果たす。

なお、この事業は日本国としても重要なものであると考えるので関係省庁へ継続的な関与をするよう働きかけを行う。

#### 3．国際先天異常監視研究機構クリアリングハウス年次会議

国際先天異常監視研究機構クリアリングハウス年次会議(開催地未定)に出席し、日本の現況について報告する。

#### 4．胎児異常診断調査の継続

昭和 60 年度以降胎児異常診断のアンケート調査を継続し、診断技術の進歩

しつつある現在における胎児異常診断の現況を把握し、検討する。

5. 先天異常の発生因子および予防また先天異常児のケア

先天異常の発生因子および予防また先天異常児のケアに向けて、内外情報の収集と検討を行う。委員会にて適正なマニュアルを適宜作成し、ホームページ等に掲載、また、ホームページコンテンツの存在を日産婦医会報等で広報する。

6. 先天性代謝異常検査事業の実態把握

厚生労働省より、タンデムマス・スクリーニング法の積極的導入につき各自自治体へ通知されたことに伴い、各都道府県の動向についてのアンケート調査（隔年で実施、本年度はしない予定）を実施して実態を把握する。また、タンデムマス法導入に伴う問題点や検査陽性例への対応方法などの情報提供を行う。

7. インフルエンザ罹患（疑いを含む）妊産婦の実態把握

インフルエンザに関連した妊産婦および新生児の予後についての実態を、継続して把握する。

○ 8. 放射線の影響に関する調査

福島県主導の全県民調査に協力するとともに、福島県産婦人科医会の協力のもと、（1. 外表奇形等調査・分析の継続）の調査を継続することにより、原発事故後の影響を今後長期的に調査観察を行う。

9. 先天異常予防に関する啓発および広報

風疹はじめ母子感染に関与する感染症の流行情報を迅速に広報し注意喚起する。また各種感染症の対応に関するホームページ情報の更新、風疹ワクチン接種や葉酸摂取の重要性の啓発の推進に関する広報の方策を続けて考案していく。

10. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本マス・スクリーニング学会、日本先天異常学会、家族計画関係団体、女性保健関係団体との協力、情報交換等を積極的に行い、母児を取り巻く環境リスク物質や先天性代謝異常疾患に関する情報を継続的に広報していく。

11. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

## B. 研修部会

研修部会は、医療事故を防止し、安全な医療を追求する視点に立つとともに、女性の一生に関わる診療科として、各世代の女性の様々な疾病に対してQOLも考慮した良質な医療情報を提供することを目標としている。本年度も、内外の大きな医療状況の変化を鑑みて、常に新しい情報を収集し、真に会員に求められるべき情報や知見を的確に供給していくことを念頭に事業を推進する。

具体的事業としては、研修資料（研修ノート）の作成、最新医療の紹介（日産婦医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、本会ホームページや日産婦医会報等を用いた迅速な情報提供、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成を行う。また、ポケット版の作成など、有効な研修の手段を検討する。さらに、産婦人科診療ガイドライン作成への協力を本年度も行っていく予定である。

平成25年度は以下の事業を行う。

### 1. 研修資料の作成

#### (1) 平成25年度研修テーマ

平成25年度の研修テーマについて、研修ノートの冊子およびDVDを作成する。DVDには、冊子では提供できない動画や画像を数多く取り入れる。

研修ノートは、冊子・DVDとともに全会員に配布し、本会でも保管する。

#### 1) 産婦人科における臨床遺伝学-ゲノム医療の展開-：総論（No. 91）

執筆者：分担執筆者6名

#### 2) 産婦人科における臨床遺伝学-ゲノム医療の展開-：各論（産科編・婦人科編）（No. 92）

執筆者：分担執筆者10名

#### (2) 平成26年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れた構成とする。

#### 1) 産婦人科における画像診断の進歩（No. 93）

執筆者：未定

#### 2) 産婦人科外来の薬物療法（No. 50改訂）（No. 94）

執筆者：未定

### 2. 平成27年度研修テーマの選定

平成27年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

### 3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯研修における3要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな研修方法の素材、研修資料のビジュアル化、また資料のデジタル化を行う。また、日本産科婦人科学会および各部会とも連携し、広い観点から、研修テーマや研修資料などのアウトプット

を構築していく。

具体的な活動計画として、

- (1) 第 65 回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として医療安全に資する講演を企画する。また、第 66 回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。
- (2) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (3) 研修部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があり、将来を見据えてこれらをデジタル化し保存している。本年度も、研修ノート、研修ニュースのデジタル化保存を継続する。さらに、本会ホームページへの掲載、会員への配布およびその方法についても検討する。
- (4) ACOG の学術集会資料と研修資料を取り寄せ、研修のテーマや方法に関して、研究し、研修の在り方を学び、今後の参考にする。

#### 4. 学術研修情報の提供

##### (1) 「研修ニュース」の発刊

昨今の医療状況の変化は早く、特に医事紛争にかかわる問題などは早急に対応しなければならないことが多い。研修ノートでは up-to-date な問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

##### (2) 日産婦医会報「学術」欄への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、広報部会ははじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。

##### (3) 「小冊子」の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

##### (4) 重要、かついつも近くに置いて調べることができるようにするため、ポケット版の作成を有用性、経済性の面から検討を行う。

#### 5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2011」の見直しおよび「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2014」の発刊に協力

##### (1) 新規Q&A項目の追加・内容の見直し

##### (2) 各委員会（各2回程度）、各評価委員会（各2回程度）およびコンセンサス・ミーティング等を開催する（各3回程度）。

##### (3) ガイドラインの広報に努める。

#### 6. 委員会

上記事業をするため、引き続き研修委員会を存置する。

### Ⅲ. 医療部

#### A. 医療安全部会

産婦人科偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、産科医療補償制度の原因分析報告などから得られた問題点を整理し、安全な産婦人科医療の実現を目指し、積極的に情報発信する。その上で、新規事業として、事例が発生した施設の診療体制や診療内容についての教育システム（個別指導、リピーター対策など）を具体化させるための検討を行い、各都道府県産婦人科医会と協働して実践する。また、医療事故調査・届出制度、医師法21条の改正に向けた検討等の事業を日本医師会や日本産科婦人科学会とも連携して推進する。

##### 1. 医療安全対策

###### (1) 事例収集および解析事業

平成16年4月より実施の産婦人科偶発事例報告事業、および平成22年1月より開始した妊産婦死亡報告事業を継続し、その充実、定着、並びに報告データの活用を図る。

- 1) 産婦人科偶発事例報告事業：平成24年事例の集計を行うとともに、テーマを決めて原因分析、再発予防に結びつく解析を行い、再発予防に向けた問題点の抽出を行う。
- 2) 妊産婦死亡報告事業：妊産婦死亡事例情報を引き続き収集し、集積したデータは、厚労科研池田班「我が国の妊産婦死亡の調査と評価に関するモデル事業」の研究事業と協働して事例の症例検討を行い、再発予防のための問題点の抽出を行う。

###### (2) 医療安全に向けた情報発信

###### 1) 分娩監視装置モニターの読み方と対応の周知

昨年作成したポケットサイズの冊子が周産期の現場で活用されるよう、会員およびコ・メディカルに対し研修会等を通して周知できるよう医療経営部および各都道府県産婦人科医会と協力する。

###### 2) 母体安全への提言

妊産婦死亡報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発信し、周知を図る。

###### 3) 産婦人科偶発事例から抽出された問題点についての情報発信

産婦人科偶発事例報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発信し、周知を図る。

###### 4) 脳性麻痺防止に向けた広報活動：報告事例（産婦人科偶発事例、産科医療補償制度）の症例を医学的に分析し、再発防止に繋がる適正な内容の広報活動などを日産婦学会、日本医療機能評価機構と協力して行う。

###### 5) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載

広報部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。

###### 6) 関連情報の収集と情報提供

医療安全対策上の収集情報を分析、検討して、会員への情報提供を図る。その一環として、医師賠償責任事例をもとに、「産婦人科医療事故防止のた

めに」(別冊)を発行する。また、医療事故防止に向けて、必要な資料を適宜作成し、各都道府県医会および会員に提供する。

(3) 会員への支援

- 1) 妊産婦死亡が発生した際の当該会員への支援体制を整備し、充実させる。

○ (4) より安全な産婦人科医療の検討

- 1) 医療安全に関わる事例が発生した施設の診療体制や診療内容についての教育システム(個別指導、リピーター対策など)を具体化するための検討を行う。

2. 医療安全に関わる事業推進について

(1) 第22回全国医療安全担当者連絡会の開催

平成24年分の偶発事例報告集計結果、妊産婦死亡事例の集計状況・結果、産科医療補償制度の運用状況など、時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけて努力する。

(2) 産科医療補償制度の状況把握

産科医療補償制度に対する会員の理解を維持するため、見直しを含めた制度の状況について各都道府県産婦人科医会と会員に報告する。

- (3) 喫緊の対応を要する課題(医療上の刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等)には、小委員会形式等で専門家も交えた機動的な対応を図る。

3. 医事紛争対策

- (1) 支援要請(医事紛争事例)への対応:各都道府県産婦人科医会で会員への支援システムを構築するように継続して要望するとともに支援する。また、要請に応じて、法律家も交えて各都道府県産婦人科医会担当者とともに当事者への医学的、法律的な支援を図る。

- (2) 鑑定人推薦依頼に対する対応:医会および学会作成の「鑑定人候補者リスト」(内部資料・部外秘)を用いて司法当局の付託に応じており、本年度も継続して対応する。

- (3) 結審事例(判例情報)の収集:第一法規出版の判例体系や情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。結審となった産婦人科訴訟事例の概要と判決内容などを解説した日産婦医会報「シリーズ医事紛争」の執筆にも活用する。

4. 継続(検討)事業

以下の事業を継続し、関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供(日産婦医会報等)に活用する。

- (1) 汎用されている「適用外使用」薬剤に関する検討

- (2) 羊水塞栓症の血清検査事業(平成15年8月からの浜松医科大学協力事業)

5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

## B. 勤務医部会

勤務医部会では、次の3つをテーマとして取り組みを続けてきた。すなわち、産婦人科勤務医の待遇改善、女性医師支援、そして産婦人科専攻医師増加である。このうち、産婦人科専攻医師を増加させるために最も必要なことは、産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師支援に他ならないという認識から、この2つをテーマとして現在活動している。その対策を検討するためにはまず現状の把握が必要であり、本部会では産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査を行っている。平成24年度のアンケート調査によると、産婦人科医の当直翌日の勤務緩和実施施設は5年前の7.3%から21.7%へと上昇した。かなりの改善と考えられるが依然80%の病院では当直翌日の勤務緩和が実施されていないのが現状である。また、1カ月の在院時間は4年前より17時間短縮し、300時間となっており、わずかながら減少している。しかし、就労環境の改善点といえはこの程度であり、当直回数や当直中の睡眠時間はほとんど変わっていない。さらなる改善が必要であることは明らかである。

また、女性常勤医師数をみると、5年前と比較して1.5倍に増加した。そして、妊娠中ないし育児中の女性常勤医師数は今回初めて50%を超えた。したがって、女性医師の就労支援や離職防止はますます重要なものとなってきている。

これらの現状を踏まえ、本年、本部会は以下の事業を行う。

### 1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

本年度も継続する。本調査は、産婦人科医師不足に端を発する諸問題解決のための基礎資料提供を目的としている。本調査は全国規模の経年調査としては唯一のものであり、問題解決の議論には必要不可欠の情報を提供する。これにより1次施設から高次施設にわたる分娩取り扱い病院の機能、勤務体制、女性医師率等の経時的な変化を知ることができる。産婦人科勤務医の待遇改善に関する調査は平成19年1月より開始し本年度で7回目となり、女性医師の就労環境調査は平成20年度の第2回調査から行っている。調査結果は、年度毎に本会の定例記者懇談会やその他のメディアを通じて社会に発信し、産婦人科医師不足に対する社会的関心の醸成に寄与してきた。

過去5年では、分娩取り扱い施設数の13.2%の減少に伴い1施設当たりの分娩数も12.3%増加した。この対策として、妊婦のリスクに応じた産婦人科医療の分業体制は整備されつつある。また、施設数の減少に伴い1施設当たりの医師数も1.5人増加して6.0人となった。それにもかかわらず、当直回数は著変なく科別でいまだトップであり1カ月の在院時間も300時間と変化は微小である。この矛盾は、増加分が主に女性医師であり妊娠・育児率も3割から5割へと増加し、当直可能医師数には著変がないためと考えられる。さらに、常勤先のない病院の非常勤女性医師は、病院に関わる女性医師全体の12.7%を占める。すなわち、妊娠・育児中女性医師の就労支援なしには、医師全体の勤務の緩和も厳しいことが判明している。分娩取り扱い施設における常勤医師で女性医師の比率は38.1%で、総合周産期センターでは41.5%に及ぶ。産科医の処遇改善・常勤女性医師を職場に繋ぎ止めるための就労支援はいずれもまだ不十分であり、今後も継続的な努力が必要である。

## 2. 女性医師支援対策

本会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」を引き続き運営し、妊娠・出産・育児や介護における支援サービスの利用、キャリアアップのための方法などについて会員へ情報を提供していく。また、女性医師メーリングリストを設置し、身近にロールモデルがなく相談先がない場合にも支援情報を得られる体制を構築しており、本年度は若手会員の登録をさらに増やし、相談しやすいシステムとして運用していく。メーリングリストを通じてオフ会の開催などにより会員の交流をはかり、必要な支援対策に役立てていく。

産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査において、産婦人科女性医師の妊娠・育児中である者の割合は年々増加しているとともに、非常勤としての働き方を選ぶ場合も少なくないことが判明した。本年度も引き続き調査を継続し、女性医師の離職防止と産科勤務医確保に必要な対策を検討する。

女性医師の能力発揮を促し、就業継続を可能にするのみならず、将来的に指導的立場となる女性医師を増加させるために、日本医師会、日本産科婦人科学会等の関連団体と共同しキャリア支援の環境を整備する。日本医師会女性医師支援センターの行う女性医師バンクや関連団体による再研修制度の動向を把握し、必要な情報を会員に提供していく。その他の関連団体（内閣府男女共同参画局、日本女性外科医会など）や各種研究機関（厚労科研など）との横断的な協力により、女性医師支援を推進する。

## 3. 「勤務医ニュース（JAOG Information）」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめとして、待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供する。特に若い医師が関心を持つような誌面構成に努め、より多くの会員に情報を提供できるよう努める。具体的には各学会における専門医資格の条件や待遇改善の取り組みの実例を提示する。また、シリーズ企画としては、学会などで講演を行う際のプレゼンテーション作成を解説し、女性医師の就労継続に有効な対策を積極的に取り入れている「女性医師が働きやすい病院」を紹介する。

## 4. 日本産婦人科医会学術集会開催ブロック勤務医担当者懇話会

勤務医担当者懇話会を日本産婦人科医会学術集会時に、開催ブロック勤務医担当者を対象とし開催する。

## 5. 勤務医委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

## C. 医療政策部会

現在、産婦人科医療において制度上様々な問題を抱えているのが現状である。本部会では、制度上の問題点を抽出・検討し、その対策について立案・提言を行うとともに、対応策について医会員に周知徹底し混乱の起きないような情報提供体制の構築を目指す。

また、医療政策に関する予期せぬ問題の発生時には、運営打合せよりその時々々の早急に対応しなければならない政策的な提言作成の諮問を受け、適時横断的な委員会を立ち上げ早急に意見をまとめ運営打合せへ提言を答申することを目的とした時局対策としての機能を持つものとする。次年度より、医療政策部会は時局対策に移行することを前提に、本年度は適時委員会内で対応していく。出産育児一時金、改正母体保護法、生殖補助医療、母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査などに関して、各部会と協力して対応する。なお、前年度からの事業をはじめとして以下の事業に関しては、医療政策的な内容に絞った事業とし、医療経営に関する部分は、医療経営部会と協力して対応する。

### ○ 1. 有床診療所の医療政策上の問題点の検討

有床診療所に関する問題点を検討し、医療政策に関する立案・提言を行う。また、新規に分娩を取り扱う有床診療所の開業に際して、安全・安心を担保するにはどのような医療政策を必要とし、どのような対応が可能かを検討する。

### ○ 2. 無床診療所における医療政策上の問題点の検討

無床診療所やOffice Gynecologyを行うにあたっての問題点を検討し、医療政策に関する立案・提言を行う。また、セミオープンシステムやオープンシステムに関しても検討する。

### 3. 妊婦健康診査の公費負担

妊婦健康診査の内容の充実と費用の全国一律化を要望する。さらに産褥期への支援も必要と認識し、分娩後2週間健診や分娩後1カ月健診の公費負担の創設も関係機関へ要望する。

### 4. コ・メディカルが行う医行為についての検討

現在、医療の高度化・専門化・細分化に伴い、コ・メディカルが行う医療行為が議論されている。助産におけるコ・メディカルの関与についても、その範囲と内容についての検討・提言を行う。

### 5. 本会の公益法人化後の各都道府県産婦人科医会との連携体制強化

本会の公益法人化後、各都道府県産婦人科医会と更なる強固な連携体制を確立し、各地域で発生した本部会に関連した諸問題を共有するために、本部医療政策部事務担当者と各都道府県産婦人科医会事務担当者が相互に連絡を取り、情報収集と広報に努める。

### 6. 喫緊の問題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科に関する医療制度に関して重要な問題が発生した場合は、即時に対

応でき見解がまとめられる体制を構築し、執行部へ提言できるようにする。なお会員への周知については広報部会等関連部と協議する。

#### 7. 関係各部および関連諸団体との連携

医療政策部会の事業に関連する諸問題については、本会内関係各部そして厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

#### 8. 委員会の開催

以上の事業を円滑に進めるために医療政策委員会を開催する。活動に当たってはメール等を活用し即時性を図る。

必要に応じて小委員会、部会を開催する。

## D. 医療経営部会

質の高い医療サービスを提供するためには、経営的基盤の安定とコ・メディカル対策は不可欠である。そこで医療経営部会はこれらの課題について検討する事を目的とする。本会会員にとって、良質な医療を提供する上での経営的視点からの問題点は多岐にわたる。当部会は諸問題を可能な限り調査・分析し、解決の糸口を会員に提示し、医療政策部会と連携し実現を図る。

### 1. 原価より算出した入院・分娩料の適正価格に関する調査

現在交付されている42万円の出産育児一時金は、平成21年1月に厚生労働省と共同研究で行った「我が国における分娩にかかる費用等の実態把握に関する研究」を基に算出された全国の実勢価格の平均423,957円が根拠となっている。この調査によると、各施設の分娩・入院料は、原価より算出されたものではなく、地域毎の公的病院や近隣施設の価格と比較により設定されていることが明らかとなった。分娩数減少による分娩取扱い施設の経営状況の悪化が憂慮されているが、安心・安全性を満たす指標（日産婦ガイドライン）を基に、分娩・入院に係る固定費（給与費、減価償却費、経費）や変動費（医薬品費、材料費、委託費）より原価算出し、適正な利益を確保のうえ、分娩・入院料を設定できるシステム作りを構築する。

### 2. 東日本大震災が産婦人科医療経営に及ぼした影響についての調査と分析と提言

東日本大震災の被災地域を中心とした産婦人科医療機関経営上受けた影響調査を実施する。

その調査結果を分析し、そこから立案された震災対策の費用を計算して、改めて医療経営の必要経費として算定する等の作業を行い会員に提言する。

### 3. 産婦人科医療施設の経営実態に関する調査（Office Gynecology調査）

平成22年度の実態調査、平成23年度の分析・日本産科婦人科学会発表に続く次回調査の在り方について検討を行う。

調査は5年毎の実施を目指し、その後の定期的調査も踏まえた継続性のある内容のものを作成する。

必要があれば予備調査を行う。（かつて行われた診療費調査のように、毎回変わらない項目を決め継続性のある内容にその時のトピックス的な調査項目を加えた形式のものを作る）

### 4. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員の中から募集し、広報部会と協議の上で掲載する。

### 5. 有床診療所の抱える諸問題について分析

昨年度、平成22年度に実施した調査をもとに有床診療所の抱える問題点の更なる分析を進め、会員に提言を行った。

平成25年度は昨年設置された有床診療所問題検討小委員会にて医療政策部

会と協議し、必要であれば関連領域の追加調査を実施し分析を行い会員に提言する。

## 6. コ・メディカル関連事項への対応

### (1) 助産師充足状況実態調査

質の高い医療を提供するために協働するコ・メディカルの確保は重要である。

平成17年度に行った全国助産師充足状況実態調査を実施し助産師確保に難渋している会員に解決への提言に結び付ける。

### (2) コ・メディカル生涯研修会の開催と各地域開催協力

広く産婦人科医療に携る人たちを対象として、医療・看護水準の維持向上を図る目的で、コ・メディカル研修会を開催する。平成25年度は10月13日(日)に第40回日本産婦人科医会学術集会(宮城県)と並行して開催予定。

各地域においてコ・メディカル対象の講習会を開催する場合、協力する。

## 7. 委員会の開催

以上の事業を円滑に進めるために医療経営委員会を開催する。活動にあたりメーリングリスト等を活用する。

必要に応じて小委員会・部会を開催する。

## E. 医療保険部会

平成24年4月の診療報酬改定は、「社会保障・税一体改革成案」を基本にあるべき医療の実現、および患者のための安心・安全で質の高い医療環境の整備を重点目標として、医療従事者の負担軽減、介護と在宅医療の充実、医療技術の進歩と促進と導入をするための改定が行われた結果、医科改定率で+1.74%（4,700億円）の引き上げとなった。産婦人科領域では、手術点数が前回に引き続き最大で30%の増点があり、2年前の改定分を合わせると50～80%増となり、手術を多く行う医療機関では大きな福音となっている。ここ数回の診療報酬改定を経て、高次医療施設への配分が手厚くなり、有床診療所が同じレベルの入院診療を行った場合に比べ診療報酬に2～3倍の格差が生じている。その要因にはDPCの導入、緊急、重症患者の入院管理加算等の新設、難易度の高い手術の点数アップ等があげられる。その結果、高次医療施設の収益増が実現しているにもかかわらず、勤務医の待遇改善にまで反映していない。一方有床診療所および無床診療所に関連する診療報酬増加の配慮はこしばらく行われておらず、診療所の経営において、非常に厳しい状況をもたらしている。

今後の診療報酬改定に際しては、わが国の分娩数の半数を担っている有床診療所の安定経営に配慮し、また婦人科中心の無床診療所いわゆるOffice Gynecologyへの支援となるべき点数配分を考慮し訴えて行くべきと考える。

そのため日本医師会、日本産科婦人科学会、産婦人科関連学会、外保連、内保連等の関連団体との連携、情報収集と分析、行政への提案や交渉を通じて、会員に有益かつ適切な診療報酬の確保に向けて以下の事業を行う。

### 1. 産婦人科診療報酬の適正化とりわけ診療所へ向けた活動

施設の機能に応じた適正な産婦人科診療報酬の確保として病院関連の診療報酬のアップは実現されたが、産婦人科医療にとってその存在を軽視できない診療所（有床・無床）に対する診療報酬増加への配慮が置き去りにされている。この対応策として婦人科に特化した点数配分の新設、増点等を目指し、関係当局への提案および要望を行いつつ、適正化に向けた活動を継続する。

### ○ 2. 次期診療報酬改定への要望事項の整理と実現に向けた活動

(1) 平成26年4月に予定される診療報酬改定に向けて、ブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会、医療保険委員会などから提案された要望事項を整理し、日本医師会、外保連、内保連、日本産科婦人科学会などとの密接な連携のもとでの調整の他に、中医協における議論の経緯にも注視しつつ、時機にあった項目を重点的に再整理する。

(2) 平成24年4月の改定で問題となった

- 1) 有床診療所における入院基本料算定要件に義務づけられようとしている管理栄養士の配置の阻止
- 2) 液状化細胞診加算における算定要件の緩和
- 3) 不全流産手術(2,000点)と11週未満に流産手術(1,910点)の矛盾した点数設定の修正を要求する。

3. 医療保険事業の強化・充実に向けたブロック会や各都道府県担当者との連携
  - (1) 医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会等に協力する。診療報酬点数表の解釈について、運用上の疑義がある場合は可及的速やかに対応する。
  - (2) 医療保険に関する問題について、特に周知徹底を図る必要が生じた場合は、随時各都道府県産婦人科医会の担当者を通じて会員の研修を企画する。
  - (3) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや各都道府県から収集する。
  
4. 診療報酬点数表における運用上の新規事項や疑義解釈について会員への伝達
  - (1) 医療保険および診療報酬点数表における運用上の疑義解釈や新たに発出された通知等で、重要なものについては可及的速やかに会員に伝達する。
  - (2) 伝達の手段としては、日産婦医会報および本会ホームページ、またはブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会などの場を活用して行う。
  
5. 関連諸方面との連絡折衝  
産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、日本医師会、厚生労働省、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。
  
6. 委員会  
医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

## IV. 事業支援部

### A. 女性保健部会

女性の健康は家族の健康に直接の影響を与え、女性の心身の障害は、社会的あるいは経済的に国のおおきな損失を招く。本部会では、女性のライフステージに沿った、妊娠と悪性腫瘍を除く健康課題に対して、産婦人科医の日々の診療に必要な情報を提供し、社会に対して啓発を行い、広く女性の健康に貢献することを目的としている。

本年度の活動としては、重点的に継続しているものとして、学齢期の女子にかかわる性教育の問題やあり方を指導する性教育指導セミナーを開催するとともに、女性のライフステージを大きく二つに分けた、思春期・性成熟期小委員会と更年期（高齢期を含む）委員会の調査や検討、関連団体との協力などを行うべく、以下の事業を展開する。

#### 1. 会員と次世代や患者とを結ぶ小冊子の監修

昨年から引き続き監修中の小冊子「知ってる？妊娠適齢期」を完成させる。従来とは少し趣を変えて、広く少子高齢社会に対して若い世代での妊娠を啓発する冊子として作成し、どのように活用するか検討する。とくに、仕事との両立についてアドバイスを挿入し、出産するしない、あるいは、人生のどの時期に子供を何人産むかなどを決定する女性のリプロダクティブライツを阻害しないような、また、子供を授かることができない女性などへの配慮も加えた有効な冊子とする。

この中に、OCやHRTのup-to-dateな有効情報や安全で有効なホルモン剤の使用のためのチェックシート、婦人科検診の重要性等も盛り込む。

#### 2. 日本産婦人科医会「性教育指導セミナー」全国大会の開催

開催担当都道府県との連携・支援、セミナーのあり方検討（開催方式、内容等）、担当都道府県誘致とセミナーの集録作成を継続する。

##### (1) 第36回（開催担当：福島県）

開催予定：平成25年7月28日（日）

公立大学法人 会津大学講堂（会津若松市）

メインテーマ：自律を支える性教育をめざして一夢に向かって自分らしく歩むために一

##### (2) 第37回（開催担当：滋賀県）

開催予定：平成26年

##### (3) 第38回（開催担当：広島県）

開催予定：平成27年

##### (4) 第39回（開催担当：佐賀県）

開催予定：平成28年

##### (5) 第40回開催都道府県の誘致

#### 3. 思春期・成熟期

この時期に大切な問題点を抽出し、社会的な啓発と対応を図る。

- (1) 平成24年度作成の「学校医に必要な産婦人科マニュアル」の活用
  - 日本医師会学校保健委員会からの要請を受けて、学校医に知っていて欲しい産婦人科マニュアルを平成24年度に作成したが、この活用を広報する。
- (2) 「産婦人科医に知って欲しい、学校教科書で扱われている女性の健康」の作成について、検討する。
  - 全国の中高校で使用されている主な保健の教科書を収集し、「女性の健康」がどのように扱われているかを明らかにし、学校性教育に学外講師として招聘されている本会会員にとって有用な情報を提供できるようにする。
- (3) 性犯罪被害者への公的な医療支援に関する対応
- 1) 第4回調査の実施
  - 前回平成23年度に実施した「性犯罪被害者への公的な医療支援に関する第3回調査」の結果を踏まえて、更なる警察との協力体制の整備の推進と公的支援の拡大を目指して第4回調査を実施する。
- 2) 「女性保健（拡大）部会」の活用
  - 性犯罪被害者への公的支援を統括する警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、支援団体などとの意見交換の場を本年度も設ける。
- 3) 「性犯罪被害者診療チェックリスト」（平成23年度作成）の周知と活用
  - 「産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル」（平成20年6月発刊）と合わせて、チェックリストの活用を周知するとともに、現場からの声を受けて修正するなどリニューアルに努める。
- (4) 性教育講演用スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」への対応
  - バージョンアップなどスライドの整備や活用に向けた対応を継続する。
- (5) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発
  - 平成23年度に承認された新しい緊急避妊薬を正しく使用していただくための啓発を図る。
- (6) 低用量OCの動向把握と啓発
  - 避妊薬としてのOCだけでなく、子宮内膜症や月経困難症の治療薬である低用量EP剤の効果的な活用を図る。
- (7) 女性と頭痛への対応
  - 女性に多い偏頭痛の薬剤として知られるトリプタン系を上手に使いこなす方法等について、本会ホームページ等を通じて会員へ情報提供する。
- (8) 対策・支援の継続事業
- 1) 性感染症予防対策：女性への啓発を目的にHIVやSTI等の有用な情報を会員向けに提供する。特に、近年、口腔性交が性感染症を拡大させていることが明らかになり、その防止策を提言する。厚生労働省がポスターや政府広報を通じて「口腔性交が性感染症を拡大させる」との情報提供を進めていることを受けて、本会としても会員に周知徹底する。
- 2) 不妊：不妊症診療におけるprimary consultationの実施に向けて、会員や不妊専門相談センターの活動を支援する。
- 3) 児童への健康教育参画（学校医・学校協力医）に向けた支援
- 4) 児童虐待防止：本会母子保健部会とともに厚生労働省の児童虐待防止に取り組む。

#### 4. 更年期

生活習慣病やHRTを中心に検討し、健常者も含めた対応や支援を図る。

##### ○ (1) 既刊資料4点の利用促進と活用

以下の4資料の利用促進を図る他、「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル(2007抜粋)」の改定版を作成し、新たな視点からの資料作成にも活用する。

「産婦人科医のための生活習慣病マニュアル」(H19.3刊)

「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル(2007抜粋)」(H20.3刊)

「産婦人科医のためのホルモン補充療法(HRT)Q&A」(H21.3刊)

リーフレット「ホルモン補充療法(HRT)の実際」(H22.3刊)

##### ○ (2) 更年期における漢方療法

漢方療法の上手な取り扱いについて会員へ本会ホームページ等を通じて情報提供する。

##### ○ (3) 更年期以降対策法

老年期の健康寿命を延ばすために、更年期以降の時期にとるべき対策(骨粗鬆症・未病を治す漢方療法等)の情報提供する。

##### (4) HRTについての啓発と情報提供

up-to-dateな有用情報の収集に努め、平成24年度に作成した「ホルモン補充療法(HRT)チェックシート」をはじめ、HRTへの社会的な啓発と会員への情報提供を小冊子・本会ホームページ等を通じて行う。

##### (5) 特定健診・特定保健指導への協力と対応

平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への協力の他、会員が積極的に関与できるよう、具体的な対応策や指導指針などの検討を継続する。

#### 5. 女性保健(産婦人科医療)の一般社会への働きかけとその対応

産婦人科医を女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座(日本産科婦人科学会と合同で実施)等の活用(参加や支援)と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。

#### 6. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資する。

#### 7. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を存置する。

## B. がん部会

婦人科がん検診の基盤である厚生労働省「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針」、並びに関連学会等の動向に注視し、諸団体との連携を保持しながら本年度も事業を展開する。

昨年度に引き続き、一昨年度発行した「子宮頸がん検診リコメンデーション」をもとに、各都道府県産婦人科医会の各会員が自治体との交渉を行うための支援活動を推進する。

### 1. 精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査併用検診）の普及とベセスダシステムの徹底に向けた啓発活動

- (1) ベセスダシステム細胞診報告様式の一本化に向けての周知活動。平成25年度からは子宮頸部細胞診報告様式がベセスダシステムに一本化されることについては厚生労働省も認めているところである。今年度は本システムの周知徹底をはかるために、がん対策委員を中心に全国的な啓発活動を展開する。
- (2) 「ベセスダシステムと子宮頸がん検診リコメンデーションの普及」と「HPVワクチンの接種率向上に向けて」に関する研修会を昨年度に引き続き各都道府県産婦人科医会の協力を得て実施する。
- (3) 厚生労働省に対し、HPV併用検診普及のための十分な理解を得られるよう積極的に働きかける。
- (4) 厚生労働省の「女性特有のがん検診に対する支援事業」の継続を強く要望するとともに、本事業の法制化を目指し、厚生労働省並びに関係各位に働きかける。
- (5) 液状化細胞診（LBC）の普及に向けての活動。LBCの導入により、検査の効率化、診断精度の向上が見込まれる。しかしながら、わが国では保険適応が極めて限定されているため、ほとんど普及していない。臨床細胞学会、日本産科婦人科学会などの関係諸学会と協同して、広く保険適応（診療報酬点数加算）を目指し、厚生労働省に働きかけ、本法が普及するよう活動する。

### 2. 子宮頸がん予防法案の成立に向けての働きかけ

公明党が中心となって推進している子宮頸がん予防法案では、HPVワクチンの接種と、子宮頸がん予防検診（細胞診とHPV-DNA検査の併用検診）の実施を全額公費助成とすることが柱となっている。この法案の成立に向けて、がん部会では医療政策部会と協力し、関係方面へ強く働きかける。

### 3. 子宮頸がん検診受診率向上に向けての啓発活動

厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会では、科学的根拠のあるがん検診の方法等について検討を行うとともに、受診率向上施策について、これまでの施策の効果を検証した上で、より効率的・効果的な施策等を検討している。子宮頸がん検診受診率向上、とくに若年女性の受診率向上に向けて、啓発活動を継続する。また、栃木県小山地区で本年度計画されている「子宮頸がん検診受診率向上のための前向き疫学的調査」に協力し、効果的受診勧奨法の確立を

目指す。医会会員へ調査結果を報告し、各地の受診率向上に役立てる。

#### 4. HPVワクチン接種の普及

HPVワクチンは現在「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」によって、11～14歳の女兒に公費接種されているが、この事業を継続性のある事業として定着させることを目的に、厚生労働省など関係各位に働きかけを行う。また、10代後半から20歳代のキャッチアップ女性への接種率向上を目的に、高等学校・大学・企業を対象に啓発活動を展開する。

#### 5. 乳がん検診指導医の育成

産婦人科医のマンモグラフィ読影医の育成、乳がん検診積極的参入のため、例年通りマンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成を支援する。

#### 6. 子宮体がんスクリーニングの普及と啓発活動

激増している子宮体がんスクリーニングをするために、子宮内膜細胞診・経膣超音波検査などの普及に向けての啓発活動などを行う。

#### 7. 調査事業

検診動向や状況把握のため、必要に応じて他団体との協力のもと調査を行い、検討資料の入手を図る。

- (1) 厚生労働省「女性特有のがん検診事業」（平成24年分）による検診受診率の向上等に関する実態調査を「子宮頸がん征圧をめざす専門家会議（通称：ゼロプロ）」と協力して行う。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチンの接種状況（平成24年分）、子宮頸がん検診のHPV併用検診の全国実施状況の実態調査を「ゼロプロ」等と協力して行う。
- (3) 「産婦人科医による乳がん検診の実態」に関する集計・分析  
産婦人科医の乳がん検診への関与状況把握ため、日本産婦人科乳癌学会と協力して、同学会の収集データを集計、分析する。

#### 8. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳癌学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21 他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

#### 9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

## C. 母子保健部会

日本の母子保健の一翼をになう我々は、ますます深刻化する周産期医療を取り巻く厳しい環境の中で複雑に絡み合った多くの問題点を分析し、とりうる解決策を提案・実行しなければならない。

母子保健部会では、「安全性が確保された魅力ある周産期医療」の構築を引き続き最優先課題に掲げ、効率的な自己研鑽プログラムを検討し、良好な周産期医療システムの実現に向けて努力する。現状をふまえた上で、以下の事業を行う。

### 1. HTLV-1母子感染予防対策の推進

厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「HTLV-1母子感染予防に関する研究：HTLV-1抗体陽性妊婦からの出生児のコホート研究」に分担研究として参画し、各都道府県産婦人科医会の協力を仰ぎ、小児科とも連携を図り、母子感染の予防と出生後の児の予後調査、児のフォローアップの状況を把握する。

### 2. 妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業

本会の重点事業として位置付けており、本部会としても厚生労働省・虐待防止対策室と協力して、上記事業の推進に努める。

### 3. 新生児聴覚スクリーニング検査の実施

各都道府県産婦人科医会に推進を呼びかけ周知に努めるとともに、施設間でばらつきがある検査の方法や値段等について調査し、厚生労働科学研究子ども家庭総合研究事業「新生児聴覚スクリーニングの効率的実施および早期支援とその評価に関する研究」成果を参考に適切な方策を検討する。

### 4. 産前産後の予防接種の推進および産後母児健診対策に向けての調査

感染症による先天性疾患や院内感染の予防という観点から、産前産後の予防接種を推進するため、アンケート調査を踏まえた方策を検討する。

また、妊婦健診の補助が産後の母児健診に適応されない実態とその弊害について調査し、早期実現をめざし活動する。

その一つの方法として、風疹・麻疹等のウイルス感染に関わる諸問題を検討するため、必要に応じ調査を行う。

### 5. 新生児蘇生技術の習得に向けての講習会支援

新生児蘇生プログラムの2010年アップデートに準拠し、インストラクターのフォローアップ講習会を必要に応じ開催し、また、各地域で開催する新生児蘇生法講習会に対し支援を行う。

### 6. 総合周産期母子医療センター／地域周産期母子医療センター／NICUに関する諸問題の検討

周産期母子医療センターシステムが効率的に各地域の母子保健に役立っているか調査し、適切な一次施設との連動・後方支援システムの早期構築の実現

に向けて活動する。

○ 7. 母体搬送、新生児搬送の現状調査

全国の救命救急センターにはドクターヘリが導入されてきている。しかしながら、周産期医療における使用はまだ十分とは言えない。救命救急のドクターとの協働運用により、母体死亡や新生児死亡を減少させることができるのではないかと考える。特に地方では有用であり、その方策を模索するための調査を行う。

○ 8. 重症心身障害児施設における乳児例の入院動向の調査

本会のこれまでの運動にもかかわらず、NICUにおける長期入院児の数は、減少していない。その原因として重症心身障害児施設の入院受け入れ困難が挙げられる。成人した患者は介護などのシステムに変更できれば入院を受けられるようになると思う。そこで、その現状を把握し障害児の養護システムの改善を模索する。

○ 9. 全国母子保健担当者連絡会

「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業」の推進、新生児聴覚スクリーニング検査事業の推進、HTLV-1母子感染予防に関する事業等母子保健に関する事業の周知徹底を図るため、全国母子保健担当者連絡会を開催する。

10. 「健やか親子21」事業の推進

課題2「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援」に関する幹事団体として本事業を推進する。

11. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

12. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

## V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては各都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する。
2. 全国献金担当者連絡会準備打ち合わせ会を開催する。
3. おぎゃー献金50周年記念式典に協力する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。